

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(衛生措置等の基準) 第4条 公衆浴場の衛生措置等の基準は、次に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。 ア 略 イ <u>大腸菌</u> は、1ミリリットルにつき1個を超えないこと。 ウ 略 (5)～(27) 略	(衛生措置等の基準) 第4条 公衆浴場の衛生措置等の基準は、次に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。 ア 略 イ <u>大腸菌群</u> は、1ミリリットルにつき1個を超えないこと。 ウ 略 (5)～(27) 略